

令和 8 年 第 9 回
箕面市教育委員会定例会
議案書

令和 8 年 9 月 1 7 日

午後 3 時

箕面市役所本館 2 階特別会議室

箕 面 市 教 育 委 員 会

令和 8 年第 9 回箕面市教育委員会定例会

日程	議案番号	付議案件
第 1		会議録署名委員の指定
第 2		教育長報告
第 3	議案第 8 1 号	箕面市立学校管理運営規則改正の件
第 4	議案第 8 2 号	箕面市保育料に関する規則改正の件
第 5	議案第 8 3 号	箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
第 6	議案第 8 4 号	箕面市子育て支援センター事業実施要綱制定の件
第 7	報告第 9 2 号	箕面市教育委員会人事発令の件
第 8	報告第 9 3 号	箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

教 育 長 報 告

教育委員会活動報告

1 教育委員会委員

月	日	曜日	所 管 行 事	場 所	概 要
8	26	木	教育委員会協議 令和8年第8回教育委員会定例会	本館3階委員会室	
9	1	火	教育委員会協議	オンライン	
9	5	土	Ashiya Education Day in autumn	芦屋市立精道小学校	
9	15	火	【視察】これからの子育て支援 ～こども誰でも通園制度を通して～	市民会館2階大会議室1	

2 教育長

項 目	内 容
令和8年第3回 箕面市議会定例会	会期 令和8年9月4日から10月23日まで 本会議 第1日： 9月 4日 第2日：10月14日 第3日：10月15日 第4日：10月19日 第5日：10月20日 第6日：10月22日 第7日：10月23日 文教常任委員会： 9月 8日 決算審査： 9月24日
文教常任委員会 (9月8日)	質問項目 〈学校教育部〉 ○習い事・塾代等助成事業について 〈子ども未来部〉 ○民間保育所整備費補助事業について
教育行政の課題等	○ 大阪府議会議員団との意見交換会 日時 令和8年8月27日(木) 午後2時10分～ 場所 大阪府庁 要望内容 (1)スクールソーシャルワーカー及び校内教育支援センター支援員の 配置拡充について (2)地方単独費用分(大阪府施設型給付費等地方単独費用補助金)について (3)特別支援担当職員の人件費に対する補助について ○ 大阪府豊能地区教職員人事協議会会議 日時 令和8年9月1日(火) 午後3時～4時 場所 豊中市立地域共生センター西館3階 大会議室 内容 主務教諭等選考規程の設定について

行事報告

〈学校教育・子育て関係〉

月	日	曜日	所 管 行 事	場 所	概 要
8	26	水	始業式(小学校・中学校・小中一貫校)	各小学校 各中学校 各小中一貫校	
8	27	木	子育て支援員研修(平日コース)	市民会館2階大会議室1	「子育て支援員」として知識や 技能等を修得するための研修 (全6回(講義)の1回目) 25人

8	28	金	令和8年度第1回箕面市子ども・子育て会議	本館2階特別会議室	令和8年保育提供体制の確保のための実施計画等の策定に係る意見聴取について 他	18人
			子育て支援員研修(平日コース)	市民会館1階大会議室	「子育て支援員」として知識や技能等を修得するための研修(全6回(講義)の2回目)	25人
9	1	火	始業式(幼稚園・認定こども園)	各園		
		火	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会(新規ケース)	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理	27人
9	2	水	園長会(幼稚園・認定こども園)	別館2階厚生室	・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・2学期の行事等について	8名
		水	所長会(保育所・認定こども園)	別館2階厚生室	・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・うんどうかいについて ・職員研修会について	4名
		水	園所長会	別館2階厚生室	・事務連絡 ・職員研修会について ・行事について ・安全面の共有について	8名
9	3	木	子育て支援員研修(平日コース)	市民会館2階大会議室1	「子育て支援員」として知識や技能等を修得するための研修(全6回(講義)の3回目)	25人
9	4	金	子育て支援員研修(平日コース)	市民会館1階大会議室	「子育て支援員」として知識や技能等を修得するための研修(全6回(講義)の4回目)	25人
9	10	木	子育て支援員研修(平日コース)	市民会館2階大会議室1	「子育て支援員」として知識や技能等を修得するための研修(全6回(講義)の5回目)	25人
9	11	金	子育て支援員研修(平日コース)	市民会館1階大会議室	「子育て支援員」として知識や技能等を修得するための研修(全6回(講義)の6回目)	25人
9	12	土	第34回青少年文化祭	中央生涯学習センター メイプルホール	展示の部 11団体 舞台の部 21団体 来場者 2,595人	
9	13	日				
9	16	水	第3回イキイキさわやかに学ぶ会	オンライン	LGBTQと子どもたち ～家族にできること～	27人

議案第 8 1 号

箕面市立学校管理運営規則改正の件

箕面市立学校管理運営規則の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 1 7 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

大阪府立学校の管理運営に関する規則（平成 2 6 年大阪府教育委員会規則第 7 号）の改正に伴い、新たに主務教諭関係の規定を定めるため、箕面市立学校管理運営規則（昭和 3 3 年箕面市教育委員会規則第 1 2 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市立学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

箕面市教育委員会規則第 号

箕面市立学校管理運営規則の一部を改正する規則

箕面市立学校管理運営規則（昭和三十三年箕面市教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の見出しを「（教諭（指導専任）等）」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項の場合において、教育委員会が必要と認めるときは、第二項の規定に関わらず、その職名は、主務教諭（指導専任）とする。

5 主務教諭（指導専任）は、第三項に規定する職務を行うほか、命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第四条の三中第三項を第四項とし、同条第二項中「校長の」の下に「指揮監督の下、」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 首席は、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずる。

第四条の四の見出しを「（指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭）」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「指導をつかさどり」の下に「、校長の指揮監督の下」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、

教育委員会が命ずる。

第四条の五の次に次の一条を加える。

（主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭）

第四条の六 学校に、主務教諭、主務養護教諭又は主務栄養教諭を置くことができる。

2 主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭は、それぞれ教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずる。

3 主務教諭は児童生徒の教育をつかさどり、主務養護教諭は児童生徒の養護をつかさどり、主務栄養教諭は児童生徒の栄養管理及び指導をつかさどり、校長の命を受け、教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う。

4 主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭の職務に関する事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 82 号

箕面市保育料に関する規則改正の件

箕面市保育料に関する規則の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2026 年）9 月 17 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市保育料滞納処分実施要綱（平成 27 年箕面市教育委員会教育長訓達第 13 号）に定める保育料の滞納処分に係る徴収職員証に関する規定を規則に定めることとし、同要綱を廃止するとともに、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の改正に伴い、関係規定を整理するため、箕面市保育料に関する規則（平成 27 年箕面市教育委員会規則第 20 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

箕面市教育委員会規則第 号

箕面市保育料に関する規則の一部を改正する規則

箕面市保育料に関する規則（平成二十七年箕面市教育委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「（以下特定教育・保育施設等」という。）を「（以下「特定教育・保育施設等」という。）」に改める。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（徴収職員証）

第九条 未納の保育料の滞納処分のため、調査及び財産の差押えを行う場合は、当該職員は、保育料徴収職員証（様式第四号）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

別表第一備考第四項中「、第5条の4第6項」を削り、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改め、同表備考第七項第四号中「、同条第3項に規定する医療型児童発達支援」を削り、「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

別表第二備考第四項中「、第5条の4第6項」を削り、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改め、同表備考第七項第四号中「、同条第3項に規定する医療型児童発達支援」を削り、「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

様式第三号の次に次の様式を加える。

様式第4号(第9条関係)

(表)

第	号	保育料徴収職員証		
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
上記のとおり相違ないことを証明する。				
年 月 日 交付				
大阪府箕面市西小路四丁目6番1号				
箕面市教育委員会教育長印				

(裏)

1 この証は、保育料滞納に係る調査及び財産の差押えを行う場合は、必ず携帯しなければならない。 2 この証は、関係人の請求があったときはいつでもこれを提示しなければならない。 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
--

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

議案第 83 号

箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件

箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2026 年）9 月 17 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

国が定める「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の改正に伴い、保育体制強化事業費補助金の補助基準額を改めるため、箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱（平成 27 年箕面市教育委員会訓令第 34 号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

子ども未来部長

箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱（平成二十七年箕面市教育委員会訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

別表第一及び別表第二中「145,000円」を「164,000円」に、「45,000円」を「47,000円」に改める。

別表第三及び別表第四中「45,000円」を「47,000円」に改める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行し、改正後の別表第一から別表第四までの規定は、令和八年四月一日から適用する。

議案第 8 4 号

箕面市子育て支援センター事業実施要綱制定の件

箕面市子育て支援センター事業実施要綱の全部を下記のとおり改正する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 1 7 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市東部子育て支援センター（おひさまルームおのはら）を新たに開設することに伴い、関係規定を整備するため、箕面市子育て支援センター事業実施要綱（平成 1 7 年箕面市教育委員会訓令第 1 4 号）の全部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第 号

子ども未来部長

箕面市子育て支援センター事業実施要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

箕面市教育委員会教育長 渡 部 清 花 印

箕面市子育て支援センター事業実施要綱

箕面市子育て支援センター事業実施要綱（平成十七年箕面市教育委員会訓令第14号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この要綱は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業として行う箕面市子育て支援センター事業（以下「事業」という。）の実施に関し、地域における子育て親子の交流等を促進し、地域の子育て支援機能の充実を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第二条 事業の対象者は、原則として、市内に居住する児童（児童福祉法第四条に規定する児童のうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）及びその保護者（同法第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）とする。

（事業の内容）

第三条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- 二 子育て等に関する相談、援助の実施
- 三 地域の子育て関連情報の提供
- 四 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

五 地域機能強化活動の実施

六 前各号に掲げるもののほか、箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めること。

2 事業の実施に当たっては、第四条に規定する箕面市中央子育て支援センターが中心となり、当該事業の実施内容等の調整を行うとともに、関係機関及び関係団体との連携を密にし、その協力を得るものとする。

（実施場所）

第四条 事業を実施する場所の名称、愛称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	愛 称	位 置
箕面市中央子育て支援センター	おひさまルーム かやの	箕面市萱野一丁目一九番四号（箕面市立萱野中央 人権文化センター内）
箕面市西部子育て支援センター	おひさまルーム みのお	箕面市箕面地内
箕面市中部子育て支援センター	おひさまルーム ひじり	箕面市稲六丁目一四番三 四号（箕面市立多世代交 流センター内）
箕面市東部子育て支援センター	おひさまルーム おのほら	箕面市小野原東六丁目一 五番四六号（箕面市立小 野原多世代地域交流セン ター内）

（実施時間）

第五条 事業の実施時間は、午前十時から午後四時までとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休業日）

第六条 子育て支援センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、教

育長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

一 箕面市中央子育て支援センター

イ 日曜日及び土曜日

ロ 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

ハ 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（ロに掲げる日を除く。）

二 箕面市西部子育て支援センター

イ 日曜日及び木曜日

ロ 前号ロ及びハに規定する日

三 箕面市中部子育て支援センター

イ 日曜日及び水曜日

ロ 第一号ロ及びハに規定する日

四 箕面市東部子育て支援センター

イ 日曜日、火曜日及び木曜日

ロ 第一号ロ及びハに規定する日

（職員の配置）

第七条 事業の実施に当たっては、子育て親子の支援に関する知識及び経験を有する専任の職員を、二人以上配置するものとする。

（委任）

第八条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和八年十月一日から施行する。

（事業の実施の休止）

2 箕面市西部子育て支援センターにおける事業の実施は、当分の間、休止する。

報告第 9 2 号

箕面市教育委員会人事発令の件

箕面市教育委員会の人事発令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 1 項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 3 年箕面市教育委員会規則第 2 5 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 1 7 日提出

箕面市教育委員会
教育長 渡 部 清 花

記

別記のとおり

（提案理由）

箕面市教育委員会において令和 8 年 5 月 2 4 日付け、同年 6 月 2 1 日付け、同年 9 月 1 日付け、同月 2 日付け、同月 5 日付け及び同月 8 日付けで行った人事発令について報告するものである。

箕面市教育委員会人事発令

《採用》

[令和8年9月1日付け]

氏名	発令内容	特記事項
平野 優衣	行政職員 学校教育部	任期付

《異動》

[令和8年9月1日付け]

氏名	発令内容	特記事項
岡田 道子	(併解) 学校教育部主査	(本) 健康医療部主査

《分限休職》

- 1 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)5月24日付け
- 2 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)9月1日付け
- 3 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)9月2日付け
- 4 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)9月5日付け
- 5 対象者
理由 病気療養のため
発令日 令和8年(2026年)9月8日付け

《復職》

- 1 対象者
発令日 令和8年(2026年)6月21日付け

報告第 93 号

箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(提案理由)

去る令和 8 年 8 月 26 日に開催された令和 8 年第 8 回箕面市教育委員会定例会会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則（昭和 31 年箕面市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき報告するものである。

令和 8 年 第 8 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和 8 年 第 8 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和 8 年 8 月 2 6 日 (水) 午後 2 時

1. 場 所 箕面市役所 本館 3 階委員会室

1. 出席者	教 育 長	渡 部 清 花 君
	委 員	
	教 育 長 職 務 代 理 者	酒 井 康 生 君
	委 員	飯 田 ひ と み 君
	委 員	荒 木 友 博 君
	委 員	桑 野 啓 子 君
	委 員	廣 田 遥 君

1. 付議案件説明者

教 育 委 員 会 事 務 局	
副 教 育 長	藪 本 正 博 君
学 校 教 育 部 長	金 城 忠 君
子 ど も 未 来 部 長	今 中 美 穂 君
学 校 教 育 部 副 長	三 島 新 平 君
子 ど も 未 来 部 副 長	山 田 睦 美 君
学 校 企 画 管 理 課 長	中 野 恵 太 君
人 権 教 育 課 長	田 中 智 佳 子 君
学 校 生 活 支 援 課 長	佐 佐 木 雅 子 君
放 課 後 支 援 課 長	六 島 拓 也 君
子 ども す こ や か 課 長	川 口 敦 子 君
保 育 幼 稚 園 利 用 課 長	森 川 祥 充 君
教 育 総 合 政 策 課 長	渡 邊 弘 君

1. 出席事務局職員

教育総合政策課長補佐

横 田 悠 紀 君

教育総合政策課係長

東 裕 香 君

教育総合政策課

黒 川 亜 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金支給要綱制定の件
- 日程第 4 箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金支給要綱制定の件
- 日程第 5 令和7年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会の所管に係る令和8年度箕面市一般会計補正予算
(第3号)の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(午後2時開会)

○教育長（渡部清花君）：ただ今から、令和8年第8回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（渡部清花君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（渡部清花君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、飯田委員を指定いたします。

○教育長（渡部清花君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。まず教育委員会委員関係です。7月16日に、箕面市教育委員会活動の評価に伴う箕面市教育委員会委員との懇談会にご参加いただきました。ありがとうございます。有識者として、去年に引き続き岡田先生、大方先生にご参加いただき、学校教育、子育て支援それぞれの取組について様々なご示唆をいただきました。こちらについては本日の議案でも扱います。7月28日には、児童育成支援拠点事業を荒木委員、飯田委員、桑野委員と一緒に視察いただきました。学校教育部、子ども未来部の職員も一緒に参加をしています。様々な状況にある子どもたちやその家庭をどのように支えていくのか、実際の現場を一緒に見て、教育的な効果だけでは測れない福祉的な支援の現場をどう位置づけるのかということも含めて考え、運営に関わっている皆さんとも意見を交わす機会となりました。7月31日には、令和8年度第2回市町村教育委員会研究協議会に飯田委員にご出席いただきました。全国の自治体から教育委員も含めて集う機会でもあったのですが、グループディスカッションがあったので、トピックに分かれていろいろ話しました。そこでお気付きの点などあれば、飯田委員からお願いいたします。

○委員（飯田ひとみ君）：私は2つ、「部活動地域展開について」と、「GIGA スクール構想の推進」についてに参加させていただきました。部活動については、本当に箕面市はよいスタートが切れたな、早いなという認識です。ただ他の市で、大学との連携であったり、企業との連携であったり、具体的な地域資源を有効に活用しようという視野が広い市もありました。箕面市もゴールも決まり、受け皿も93できたというのを聞いておりますので、今後これをよりよいものにしていくべく、ファーストペンギンとして、みのお地域クラブを盛り立てていきたいと、皆さんに発表して帰ってきたところです。あとGIGAスクール構想に関しましては、国の方もデジタル教科書、ここはもう本腰を入れてスタートを切りますということを明言されておりました。ちょうど私のグループに千代田区の教育長が座られており、お話をする中で、こんなにもお金の資源が違う、地域格差とはこのようなところからも出てくるとすごく感じました。最終的に50分話す中で、着地は「自由のあり方」と「子どもたちの学習習慣」、もうここが全てです。デジタルの使い方というのは、そこがまず安心安全で質を担保されて、そこから使っていきたいという話で終わりました。この2つの研究分科会に出させていただき、私なりに思ったのが、教育現場を本当に皆さん第一に考えていて、子どもの教育、その環境をいかに確立しつつ何を使うかというのを、常にその時代のベストを使うことが一番大事なのだろうという一日で、大変勉強になりました。ありがとうございました。

○教育長（渡部清花君）：普段、大阪府内の自治体とは関わりがあったりすると思うのですが、かなり違う事情、東京や広島の島から来ていますという方の話も私はすごく興味深く聞いていました。私も研究分科会に参加する中で、部活動地域展開のテーブルの時に、他自治体から来られた教育委員は「学校部活動をそのまま再現しようと思うと、行き詰まりますね。」と話されておりました。また、箕面市のホームページに掲載している、みのお地域クラブのカatalogを見てくださっていて、「種目を含めて従来の発想にとらわれないことが大事だと感じた。」と帰り際に話していただき、本当に本市においてここまで進めてこられた地域の方々含め、全ての皆さんに御礼申し上げるところだと感じました。ありがとうございます。8月に、幼保小接続、いわゆる「架け橋プログラム」の合同研修会が開催され、桑野委員にもご参加いただきました。私自身は、今回初めて参加をしたのですが、改めて大事だと感じたのは、「子どもをスムーズにつなぐ」ではなくて、「教育側をつなぐ」という考えが貫かれていた点です。接続という感じからどうしても、子どもが小学校の環境にうまく適応できるように準備するという発想になりがちですが、変化への対応を子どもだけに求めるのではなくて、大人側が互いの教育を知るという研修も設計されており、同じ校区ごとに幼稚園・保育園の先生と学校の先生が、机を囲んで実際の子どもたちの姿を想像しながら対話をしていました。この取組が始まっ

た当初、校長先生として参加されていた桑野委員、以前からの取組もご存じの立場から一言ご感想をいただけると嬉しいです。

○委員（桑野啓子君）：当初から精力的に本当の意味の接続ということで、頑張ってきていただいている担当課には本当にありがたいと思っています。研修に参加し感じたことですが、まず1点目、保幼小のつながりがテーマですが、当日、指導主事から、保幼小中一貫までのつながりについて、冒頭でお話があり、それが大変見通しを持った話で、素晴らしいと感じました。それから2点目ですが、保育所・幼稚園のほうから小学校に向けて取組の話があり、グループワークをするのですが、これまで3回参加させていただいて、逆に子どもたちが小学校や小中一貫校に来た後、小学校・小中一貫校から保育所・幼稚園に向けてのテーマもそろそろ必要になってくるように感じました。プログラム開始当初は学校管理職が対象となっており、私自身は校長として参加していたのですが、前回と今回はそこまでの案内ではなく、今回の研修では学校管理職としては校長先生1人、教頭先生2人が参加されておりました。研修会でここでの学びをどのようにして各学校・園所に持ち帰り広げるのですか、と参加者の先生がたに教育長がお尋ねになっていましたが、参加者としては1年生担当の先生が多く、その方が持ち帰って各学校に広めるというのはなかなかスムーズにいかないこともあろうかと感じました。やはりもう少し管理職とか主席といった方々にもお声掛けをして、やはり全体に関わることだという意識で検証すると、より一層深まるのではないかなと感じました。参加させていただいて有意義でした。ありがとうございました。

○教育長（渡部清花君）：本件だけに限らないかもしれませんが、実際研修に参加して明日からやってみようと、そこにエネルギーと意識を割いて実践できる立場の人と、その方をバックアップできる、サポートできる立場の人が、ペアで参加できると、その後の走り出しが1つスムーズかなと、私も感じた次第です。ご共有ありがとうございます。先月から今日にかけてのたくさん視察に関し、皆さまにはご協力をいただいたのですが、外部への研修や視察にまた教育委員の皆さんにも一緒に参加いただいた際にはできるだけ、見て終わりにせず、振り返りの時間を持つようにしています。教育委員の皆さま全員が毎回参加できるとは限らないので、この学びの循環というものをできるだけ心掛けられたらいいなと感じています。次に主な行事についてです。7月17日には箕面市支援教育充実検討委員会、7月30日には要保護児童対策協議会児童虐待部会、8月5日には園所長会を開催しております。教育長執務については、資料に掲載しておりますので、全ては読まないのですが、いくつかご報告いたします。7月27日、大阪府、大阪市、堺市、豊能地区3市2町の教育委員会と大阪教育大学との合同拡大連携協議会に出席しました。それぞれの自治体から発表があって、教員のなり手不足というのは、やはり共通する課題なのですが、そ

れぞれ養成や採用、研修について異なるユニークな工夫もしていて、豊能地区で取り入れられることがあるのではという部分もあったので、この点は豊能地区の人事協議会でも議論してみたいと思っています。7月30日は、関西教育ICT展に登壇して、奈良市と鈴鹿市の教育長と「DXでつくる教育の未来」をテーマにパネルディスカッションを行いました。8月14日は大阪府都市教育長協議会の定例会がありまして、大阪府と文部科学省への要望書の最終案のとりまとめを行いました。1つの自治体だけでは解決できない制度や財源の課題について各市の声を持ち寄ってまとめたものになるので、教育長会議でも3、4回取扱った上で、各市持って帰ってということをやっていたので、現場からの声として真摯に受けとめていただき、今後の施策に反映されることを願っています。そしてこの1か月、私自身が特に時間を使ってきたことについてもご報告します。まず7月に市内の全20校の校長との面談を終えました。目標設定面談という面談ではあるのですが、それぞれの学校が大切にしていること、今年度特に前に進めたいと考えていること、校長自身が今感じているやりがいや課題、教育委員会に対する期待ですとか、1校ずつお話を伺いました。やはり学校の規模、地域の状況、子どもたちの状況も各校違うのですが、20人のお話を続けて伺うことができましたので、学校間で共通して出てくる、箕面市の教育に関する共通言語というところも見えてきたかなと思います。また先月の教育長報告で少し触れたのですが、教育委員会事務局の課長一人一人と話す時間というのも一巡しました。それぞれの担当業務だけではなく、教育委員会事務局という組織をそれぞれの立場からどう見ているかであったり、よいところや難しさを感じているところについても率直に話を聞かせていただくことで、特定の課の状況だけではなくて組織全体として共通して見えてくることもありました。そんな対話を通して組織のことを、ここ1、2か月考える中で、8月3日に東大阪市教育委員会へ、副教育長、学校教育部長、教育総合政策課のメンバーと一緒に訪問する機会をいただきました。特に参考になったのが、この視察は個々の事業を教えてもらうとか視察するとかではなくて、組織そのものにどのようないろいろな変遷があり、最近もどのような挑戦をされてきたのか、というお話に加えて、組織図どおりというよりも、課を超えてどのように情報を共有しているか、放っておいたら生まれない関わりや対話というのを職員同士がしていく機会をどのように作っていくか、人材育成をどう考えているかといった日々の組織運営の部分、それぞれの立場から結構率直に教えていただきました。箕面市ではどのようなことをされていますか、というところで、組織のこと、事業のことについてもお話を交わしたのですが、箕面にもこれまで長年積み上げてきた取組やそれを支えてきた職員の皆さんのご経験というものがあるので、少し違う立場で、教育長の任期3年よりも、長いスパンで任命されて見ていただいている教育委員の皆さんという存在があるので、そのようなものを大切にしながら

ら、少し課を超えて話せることはないかとかお互いの経験から学べることはないかということを考える機会になりました。試行的にですけれども、先日課長級以上が集まる全体会議というものを開催して、時には、それぞれの仕事の業務のプロジェクトの奥側にあるもので、共通しているものに立ち返ったり、それぞれの課の中ではマネジメントスタイルがそれぞれなので、どのようなマネジメントが上手くいったかであったり、意思決定でいろいろなことに日々悩んでいく中で、どのようなことを大切にしているかといったことを共有できる時間を作り出せたらよいと思っているところです。最後ですが、前回7月の定例会では明日から夏休みというタイミングだったのですが、実は今日から始業式です。今日ちょうど第二中学校の登校の様子を見に行ったのですが、夏休みを楽しく過ごし、学校が始まるのを待っていた子もいれば、朝起きられず遅れてくる子もいたり、久しぶりの学校に実は結構緊張しているということを、生徒指導の先生が教えてくれるような場面もあったり、一人一人がそれぞれ違う気持ちで今日を迎えているということも忘れずにいたいと思った次第です。少し長くなりましたが、以上、教育長報告といたします。質問や意見があれば、お受けいたします。よろしいですか。

- 教育長（渡部清花君）： 日程第3、議案第77号「箕面市保育所等光熱水費に係る物価高騰対応支援金支給要綱制定の件」及び日程第4、議案第78号「箕面市保育所主食費に係る物価高騰対応支援金支給要綱制定の件」は関連案件ですので、一括して審議することとしてよろしいでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

- 教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来部保育幼稚園利用課長に求めます。

- 子ども未来部保育幼稚園利用課長： 本件は、光熱水費及び主食費の高騰分を利用料金などのサービス価格に転嫁することが困難な保育所等に対し、負担軽減を目的として予算の範囲内において支援金の支給を行うため、必要な事項を定めた要綱の制定をご提案するものです。まず光熱水費の支援金については、市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園のうち、公立を除く施設を対象として、令和8年5月1日時点で在籍している市内在住児童数に10,080円を乗じた額を支給するほか、大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時金の支給対象外となっている施設については、府の一時金と同額相当の金額を上乗せして支給します。次に、主食費の支援金については、市内の民間認可保育所を対象として、令和8年5月1日時点で在籍している市内在住の3歳クラス以上の児童の数に3,960円を乗じた額を支給します。施行日については、訓令の日としています。

- 教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。よろしいでし

ようか。物価高騰の影響をそのまま利用者の負担に転嫁することが困難な保育現場を支えていくということですね。

○教育長（渡部清花君）： それでは議案第 77 号及び議案第 78 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）： 次に、日程第 5、議案第 79 号「令和 7 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。

○教育委員会事務局教育総合政策課長： 本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項において、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することと規定されていることから、令和 7 年度箕面市教育委員会活動の総括を箕面市教育委員会活動評価委員 3 名にお示しし、教育委員会委員との意見交換を経て、教育委員会活動の点検及び評価に関する報告書にまとめましたので、これらを市議会に報告するため、提案するものです。その内容といたしましては、別添報告書の 2 ページの目次をご参照ください。「はじめに」として、報告書の位置付けや構成等を記載し、次に「令和 7 年度箕面市教育の概要」として、報告書の 7 ページから令和 7 年度の重点施策について記載しています。続いて、13 ページから「箕面市教育の主要施策・事業執行状況概要」を教育委員会の活動分野ごとに、概要、主な取組、成果、課題や今後の方向性等を事業ごとにまとめて記載しており、138 ページから参考資料を載せています。そして、報告書の最後には、箕面市教育委員会活動評価委員からの意見書を添付しています。本件については、この会議でご承認いただきました後、来る 9 月 4 日から開会予定の令和 8 年第 3 回箕面市議会定例会へ報告する予定としております。なお、この報告書について、誤字脱字等の軽微な誤りがあった場合の修正については、事務局に一任いただくようお願いします。

○教育長（渡部清花君）： 教育委員の皆さんからのご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育委員（荒木友博君）： 今回の点検報告書は前回と比べて、取組だけではなくて課題であったりとか、今後の方向性というのが書かれていて、よいなと思っています。9 月 4 日に議会に提出した後、議会が通れば一般公開はすると思うのですが、その公開の媒体や内容というのを教えてもらってよいですか。

○教育委員会事務局教育総合政策課長： 9 月の市議会で報告しました後に市ホームページにおいて、市民に公表させていただくとともに、広報紙もみじだよ

りのほうにおきましても、その概要をお知らせする予定であります。以上でございます。

○教育長（渡部清花君）： 私からも1点確認というより、今回の点検評価のまとめ方についてお聞きできたと思います。昨年度までのものから、まとめ方として変えたところや特に意識したところがあれば、まとめて説明していただけますか。

○教育委員会事務局教育総合政策課長： 報告書の体裁などは、昨年度変更しておりまして、今年度は変更はございません。内容のまとめ方という部分で、先ほど少しご指摘もありましたけれども、教育委員との協議を踏まえまして、内容の充実というところで、教育委員会の活動・事務事業を実施したことでのような教育的効果があったのかをできるだけ具体的に記述されたいと、そうしたご意見がございましたので、できるだけ定量的に定性的に効果の記述に努めるようにいたしました。このような形で振り返りを充実させることで、来年度の取組につなげていきたいと考えております。

○教育長（渡部清花君）： 今ご説明いただいた点については、教育委員からいろいろな協議の場面でコメントをいただいたり、ご指摘をいただてきたりしたところかなと振り返っています。特に何を実施したか、何回実施したかということだけでなく、それによって何が変わったのか、その成果の部分を記載することが大事なのではないかという視点をいただいた議論も大事だったなと思っています。今回、委員の皆さんからの声を形にしましたが、昨年度までも、この点検評価の報告書のあり方については議論を重ねていただいていると理解をしています。1年間の活動をあくまでも振り返るという報告なので、今後成果の経年変化を追っていくためにはそもそも何を成果とするのかといった、今回いくつか行われた大事な議論であったり、今後どのような変化を目指すのかというところが、一番重要ではないかと思っています。そのあたりを意識した成果指標を設定していけるよう、引き続き教育委員の皆さんとも事務局の皆さんとも議論をしていきたいと思っています。

○教育長（渡部清花君）： 他にご質問などありますか。

○教育委員（桑野啓子君）： まず1点目、荒木委員がお尋ねになったのですが、やはり市民の方々に公表をした際に、わかりやすい文言というものが必要なという意識を持っておりました。私自身は2年目になるのですが、そういったところも議論の際に心がけてお伝えをしたつもりで意識して変更していただたりしたなと感じています。それから2点目、今教育長もおっしゃったのですが、見直しであるとか、行動であるとか、振り返りというような、PDCAというシステムに乗っかって、やはり次年度に向けて、こういう振り返りをしたので次の見方はこうだという欄ももちろんございます。そのようなことでは割合時間をかけてお話を伺って、ご意見をしたつもりでおりますので、非常に振り返

りと、次に向けて充実したものになったのではないかと、全部拝見したところ
です。そのことをしっかり踏まえて、また実践に有効に活用すべきかなと思っ
ております。ありがとうございました。

○教育長（渡部清花君）： ご意見ありがとうございます。他によろしいでしょ
うか。

○教育委員（飯田ひとみ君）： 1点お伺いしたいのですが、報告書を市民が見
た時に、新しい意見だったり、いや実際こうだとかという意見を述べる場所と
いうのはあるのでしょうか。声をつなぐというか。報告書を読んだ側、学校の
先生もですし、保護者さんの意見を吸い上げる場所というものはあるもので
すか。

○教育長（渡部清花君）： 報告書へのフィードバックコメントというところで、
そのあたり特別ここでございますか。

○教育委員会事務局教育総合政策課長： 市民から意見をお寄せいただく機会、
場ということのお尋ねですが、この令和7年度の報告書につきましては、今回
ご承認いただき内容を確定しました後、議会に報告させていただいて市民に公
開させていただくということで、内容の修正を前提とした意見の聴取という機
会はございません。ただ、この内容について質問でしたり、またご意見でした
りについては、それぞれの事業の所管窓口の方まで電話、窓口、メール等の
お問い合わせいただく中でご対応させていただき、今後の教育委員会における事
務実施に向けて改善等を含めて取組に反映していくという対応になるかと思
います。

○教育長（渡部清花君）： よろしいですか。

○教育長（渡部清花君）： ご意見とかコメントやフィードバックというもの
が、何かしら残せていくと、ブラッシュアップされるところもあると思いま
す。何か特別に設けるというよりは、この報告書を読んでいただいた方で、
ご意見などある方は教育委員会までお問い合わせください、とホームページ
に掲載する時に併記しておくということは、もしかしたらできるかなと思
いました。大事な観点ありがとうございます。

○教育長（渡部清花君）： 他にご意見ご質問ありますでしょうか。

○教育長（渡部清花君）： それでは議案第79号を採決いたします。本件を
原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可
決されました。

○教育長（渡部清花君）： 次に、日程第6、議案第80号「箕面市教育委員会の
所管に係る令和8年度箕面市一般会計補正予算（第3号）の件」を議題といた
します。議案の朗読を省略し提案理由を教育委員会事務局教育総合政策課長に

求めます。

○教育委員会事務局教育総合政策課長　：　本件は、令和８年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会の所管に係る令和８年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、提案するものです。その内容について、議案書 23 ページからで、まず教育委員会事務局の歳入については、未来子ども基金繰入金として 2,000 万円の増額を、歳出では、ふるさと寄附金のうち、子どもに関する施策・事業のために寄付された金額が確定したことに伴い、未来子ども基金積立事業において 1,109 万 6,000 円の増額補正を行っております。次に、学校教育部の歳出については、「習い事・塾代等助成事業」創設にかかる準備に伴う増額、その他基金積立金の確定や教材教具費の見直し等による増額により、2,128 万 4,000 円の増額補正を行っております。また、「習い事・塾代等助成事業」創設に係る業務委託について、契約期間を 3 か年とすることに伴い、債務負担行為補正として 1 億 6,000 万円の増額補正を行っております。次に、子ども未来部については、歳入では 2,419 万 2,000 円の増額を、歳出では 2,695 万 7,000 円の増額を計上しています。増額理由の主な内容といたしましては、定員拡大に伴う施設整備を行う民間保育園 1 園の工事費等に対する補助を行うため、歳出において民間保育所整備費補助事業費の増額を行い、これに伴う歳入として国庫補助金額が増額となっているためです。

その他歳入において、物価高騰対応として診療所等物価支援事業が創設され、年度途中の府交付金が発生したことに伴う増額補正が行われております。

○教育長（渡部清花君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。よろしいでしょうか。

○教育長（渡部清花君）　：　習い事・塾代等助成のところについてです。事業そのものの内容については来年度の当初予算の中で、市議会でも、教育委員会定例会でも改めて扱うことになります。今回はその準備にかかる委託料を補正するものなのですが、具体的に何に必要となる経費なのか事務局から簡単に説明をお願いします。

○学校教育部放課後支援課長　：　ご指摘の件につきましては、習い事・塾代等助成事業の令和 9 年度の創設に向け、令和 8 年度におきまして電子クーポン交付に係るシステム構築等を行うための補正予算を 9 月議会に提案させていただくものでございます。令和 8 年度の業務委託内容としましては、大きく 3 つございまして、1 点目が参画事業者、みのお地域クラブや地域の学習塾などになりますけれども、その登録などに係る業務、2 点目が電子クーポンの交付に係る業務、3 点目が参画事業者、助成の対象者、これは保護者になる見込みですけれども、その資格審査や問い合わせに係る業務などを予定しているところでございます。もう少し具体的に申しますと、1 点目の参画事業者の登録などに係

る業務については、参画事業者の募集、参画事業者への説明会の実施、参画事業者の登録、事業専用のホームページの作成及び事業周知用のチラシの作成などを予定しているところです。2点目の電子クーポン交付に係る業務につきましては、電子クーポンシステムの構築、基本的には箕面版へのカスタマイズになります。3点目の参画事業者、助成対象者への審査問い合わせに係る業務については、助成対象者への案内通知の封入封かん発送などの業務から参画事業者の資格審査及び各種問い合わせに対する対応などを予定しているところでございます。

○教育長（渡部清花君）：他に質問など大丈夫でしょうか。

○教育長（渡部清花君）：民間保育園の整備、整備費の補助というところなのですが、今回の補正で具体的にどのような整備を予定しているのか、背景も含めて少し説明をお願いします。

○子ども未来部保育幼稚園利用課長：今回の整備でございますが、具体的には牧落のどんぐり保育園が対象となります。こちらが定員65名なのですが、20名増員しまして85名として令和9年4月から拡大するに伴う整備費に対して国からの補助を活用して市から補助を行うというものでございます。ご存じのとおり、市では待機児童が1歳児37名発生をしているというところで、今回どんぐり保育園さんから、何か力になれないかというお話をいただき、空いた上階のテナントを活用して、保育室を拡大し待機児童の解消に一役買いたいというお話でございましたので、今回その案を進めるということになった次第です。

○教育長（渡部清花君）：定員を広げていただけるというところ本当にありがたい次第だと思いますが、着実に受け入れにつながるように進めていただけたらと思います。

○教育長（渡部清花君）：それでは、他になれば、議案第80号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）：異議なしと認めます。よって本件は原案どおり可決されました。

○教育長（渡部清花君）：次に日程第7、報告第90号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を学校教育部学校企画管理課長に求めます。

○学校教育部学校企画管理課長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。その内容といたしましては、かねてから病氣療養中の職員に対し、さらに療養が必要であるとの診断書が提出されたことに伴い令和8年7月11日付けで1件、同月13日付けで1件、同月23日付けで1件、同年8月1日付けで2件行い、長

期自主研修のため同月 5 日付けで 1 件休職発令を行っております。また、復職の発令について、同年 7 月 23 日付けで 1 件、退職の発令について、同年 8 月 25 日付けで 1 件行ったものです。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。よろしいでしょうか。

○教育長（渡部清花君）： それでは、報告第 90 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（渡部清花君）： 次に、日程第 8、報告第 91 号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し提案内容を教育委員会事務局教育総合政策課長に求めます。

○教育委員会事務局教育総合政策課長： 本件は、去る令和 8 年 7 月 16 日に開催された令和 8 年第 7 回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第 5 条の規定により、提案するものです。ご承認くださるようお願いいたします。

○教育長（渡部清花君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。よろしいでしょうか。

○教育長（渡部清花君）： それでは、報告第 91 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（渡部清花君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○教育長（渡部清花君）： 各委員から教育行政に係ることで何かご意見などありますでしょうか。よろしいでしょうか。他に事務局からその他教育行政に係る報告などあれば申し出を受けますが、いかがですか。

○学校教育部長： 4 月に行われました令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果について、先日文部科学省から調査結果の提供がございました。こちらの資料につきましてはすでに教育委員の皆さんには共有させていただいておりますけれども、昨年度より、国の結果公表につきましては 3 段階に分けて行われることとなっており、今回の提供はまだ途中経過ということで、最終の公表は 9 月以降となっております。9 月以降の国の結果公表をもとに、本市においても詳細に分析を行い、教育委員会会議、教育委員会協議等で報告をさせていただく予定になっております。現状の報告をさせていただきます。以上です。

- 教育長（渡部清花君）： ニュースでもご覧になったかもしれませんが、学力テストということで、どうしても学力の結果に毎年注目が集まりがちだと思うのですが、同時に行われている学習状況調査も子どもたちの状況を知るにはすごく大事なことだと思っています。詳しい分析結果をまた教育委員会会議でも扱っていくということで、その際いろいろとご意見をよろしくお願いします。ご報告ありがとうございました。
- 教育長（渡部清花君）： 他にご質問、ご意見ありますか。
- 教育長（渡部清花君）： 以上をもちまして、本日の会議はすべて終了し、付議された案件議案4件報告2件はすべて議了いたしました。
- 教育長（渡部清花君）： これをもちまして、令和8年第8回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時43分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 （本人自署）

委員 （本人自署）